

○学校法人修道学園公益通報等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人修道学園(以下「この法人」という。)の業務に関し、法令、寄附行為及びこの法人の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為(以下「法令違反行為」という。)が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もってこの法人の遵法精神の向上をはかり健全な発展に資することを目的とする。

(窓口)

第2条 この法人は、法令違反行為に関する通報及び相談(以下「公益通報等」という。)を受け付ける窓口を監査室に設置する。

2 この法人と雇用関係にある教職員及びこの法人と雇用関係にない学外関係者(この法人への派遣労働者、この法人の取引先の労働者及び公的研究費の運営・管理に関わる全ての関係者)(以下「教職員等」という。)は、この窓口に対し公益通報等を行うことができる。

(公益通報等の方法)

第3条 公益通報等は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話及び面談で行うことができる。

(禁止事項)

第4条 教職員等は、不正の利益を得る目的、この法人又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(相談への対応)

第5条 監査室は、教職員等から法令違反行為に関する相談を受け付けた場合、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(通報への対応)

第6条 監査室は、教職員等から法令違反行為に関する通報を受け付けた場合、速やかに調査を開始しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

2 監査室は、公的研究費に関して法令違反行為の通報を受け付けた場合は、迅速かつ確実に学長に報告するものとする。学長は、内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに適切な対応を講じることとする。

(専門的事項)

第7条 監査室は、受け付けた公益通報等の取扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。

(調査の実施)

第8条 監査室は、法令違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を行う。

2 理事長は、通報された事項に関する事実関係を調査するために委員会を設置することができる。

3 調査対象部署及び関連部署の教職員は、通報された事項に関する事実関係の調査に際して、監査室から協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第9条 監査室長、監査担当者及び委員会委員は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
- (2) 調査対象部署や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること。
- (4) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと。

2 監査室長、監査担当者及び委員会委員は、その職を離れた場合であっても、前項第4号に定める事項を遵守しなければならない。

3 監査室長、監査担当者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

(報告)

第10条 監査室長は、公益通報等の事案処理に当たっては、個人情報保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、その状況を理事長に報告しなければならない。

(是正措置等の実施)

第11条 理事長は、法令違反行為が確認された場合、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 この法人は、教職員が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員に対し、解雇、減給、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

2 この法人は、学外関係者が公益通報等を行ったことを理由として、当該学外関係者に対し、派遣契約の解除その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

3 ただし、前2項において、教職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

(軽減措置)

第13条 法令違反行為に関与していた教職員等が、監査室がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該教職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することがある。

(通知)

第14条 公益通報等を行った教職員等に対しては、通報等の受領、当該通報対象事実の有無、法令違反等不正行為が明らかになった場合の是正措置等を速やかに通知しなければならない。

(事後確認)

第15条 監査室は、是正措置等を実施後、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 法令違反行為の再発がないこと。
- (2) 是正措置及び再発防止策が機能を果たしていること。
- (3) 公益通報等を行った教職員等への不利益な取り扱いがないこと。

(事務処理)

第16条 この規程に関する事務は、監査室が担当する。

(規程の改正)

第17条 この規程を改正するときは、理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2006年3月22日に制定し、2006年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2015年3月26日に第2条第2項及び第12条第2項を改正し、第6条第2項を追加し、2015年4月1日から施行する。